

水道だより

令和5年春号(R5.4月発行)
No.33
横浜市上下水道部経営管理課
横浜市四日町3番23号
TEL 0182-35-2251

令和5年度の検針と請求月をお知らせします

メーターの検針と請求は2か月に1回(隔月)です。(メーター口径50ミリ以上は毎月検針・請求)
口座振替による納付の場合は、検針した水量を2分割して料金を算出し、毎月請求(引落)となります。
令和5年度の検針、請求月は次のとおりです。

検針日が1～14日の地区 横手の一部、増田、平鹿、雄物川、大森、十文字、山内、大雄地域

	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4
検針	検針なし 冬期推定		検針		検針		検針		検針		検針なし 冬期推定		検針なし 冬期推定	
口座振替日	3/27	4/27	5/29	6/27	7/27	8/28	9/27	10/27	11/27	12/27	1/29	2/27	3/27	4/30
納入通知書による納付	3月請求 郵送		5月請求 検針時配布		7月請求 検針時配布		9月請求 検針時配布		11月請求 検針時配布		1月請求 郵送		3月請求 郵送	

検針日が13～28日の地区 横手地域の一部

	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4
検針	検針なし 冬期推定		検針		検針		検針		検針		検針なし 冬期推定		検針なし 冬期推定		検針
口座振替日	3/17	4/17	5/17	6/19	7/18	8/17	9/19	10/17	11/17	12/18	1/17	2/19	3/18	4/17	
納入通知書による納付	3月請求 郵送	5月請求 検針時配布		7月請求 検針時配布		9月請求 検針時配布		11月請求 検針時配布		1月請求 郵送		3月請求 郵送	5月請求 検針時配布		

※残高不足などにより口座振替できなかった場合は、翌月10日に再度口座振替します。
(再度口座振替は6/12、8/10、9/11、12/11、R6. 2/13に実施 それ以外の月は、督促状が発送されます)

漏水していませんか？

今年1月は、10年に一度とも言われた強い寒波に見舞われました。急激な気温の低下による水道管の破損に気づかずにいると、漏水により思いもよらぬ高額な水道料金になる場合があります。

- 漏水により水道料金が過大になっても全額が減免となるものではありませんので、ご注意ください。
- 敷地内の水道管はおお客様ご自身の財産です。

漏水の疑いの確認方法・修理手配

じゃ口を全部閉めメーターボックス内の水道メーターのパイロット(銀色の円形状のもの)を観察します。ごくゆっくりでも回転している場合は、漏水の可能性がありますので、速やかに横浜市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。



パイロット

市ホームページ
漏水の発見方法▶



市ホームページ
市指定給水装置工事業者▶
(PDF)



給水車を配備しました

大規模な断水や災害など緊急時給水体制が大幅に強化されました。



市ホームページ▶
給水車の概要



■お問い合わせ先
水道課 TEL 0182-35-2252

道路等で漏水を
発見したらご連絡を

「道路から水が噴き出している」「普段水が流れない場所で水が流れている」
こんな時は道路に埋設されている水道管から漏水している可能性があります。
「漏水かな?」と思ったら、水道課へ情報をお寄せください。
■ご連絡先・お問い合わせ先 水道課 TEL 0182-35-2252

令和5年度 当初予算の概要

◆水道事業

1. 水道水をつくるための予算（収益的収支）

水道水をつくるため、経営にかかる収入と支出の予算です。収入では水道料金が主なもので、支出では人件費、水道管等の維持管理にかかる費用や減価償却費、施設整備の際に借りましたお金の支払利息などとなっています。

◆収入 20億1,400万円



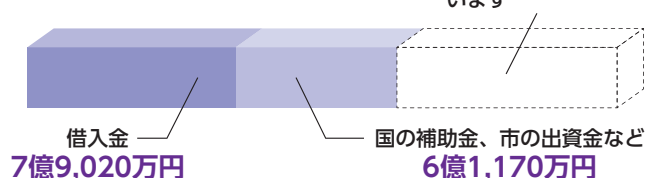
◆支出 20億1,400万円



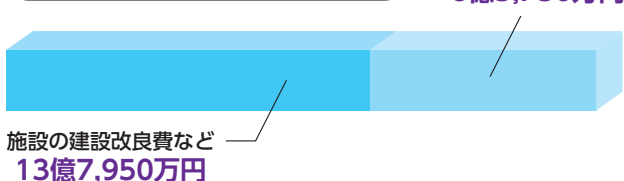
2. 水道施設をつくるための予算（資本的収支）

古くなった水道管や浄水場などの機械設備を更新・改良したり、それに伴って借りましたお金を返済する収入と支出の予算です。

◆収入 14億190万円



◆支出 22億3,700万円



3. 主な工事予定箇所

- 新しく水道施設を建設する工事：雄物川地域（雄物川浄水場）
- 新しく水道管を設置する工事：雄物川地域（桑ノ木）
- 水道管を更新・改良する工事：横手地域（本町、城野岡ほか）、平鹿地域（上吉田、浅舞）、大森地域（板井田、前田ほか）
山内地域（黒沢ほか）、大雄地域（新町東ほか）

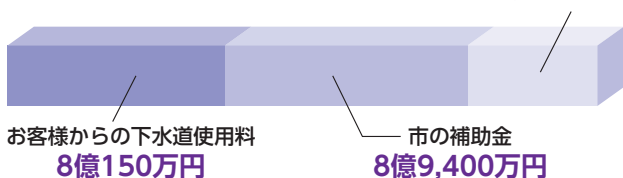
※工事の際はご迷惑をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いします。

◆下水道事業

1. 汚水をきれいにするための予算（収益的収支）

汚水をきれいにするため、経営にかかる収入と支出の予算です。下水道は、使用料のみで支出を賄うことが困難であるため、市（一般会計）から多額の補助金をもらって経営しています。

◆収入 21億7,480万円



◆支出 21億6,380万円

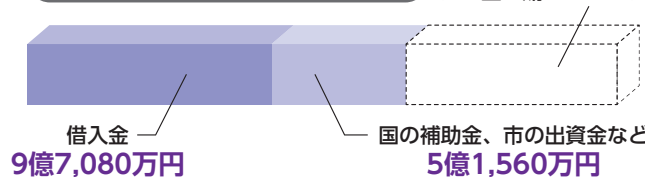


2. 下水道施設をつくるための予算（資本的収支）

下水道施設の整備を進めるための事業費や、それに伴って借りましたお金を返済する収入と支出の予算です。

収支差引で不足している分は、企業会計内部で貯めているお金で賄っています。

◆収入 14億8,640万円



◆支出 23億1,400万円



3. 主な工事予定箇所

- 新しく下水道管を設置する工事：増田地域（関ノ口）
- マンホールポンプを交換する工事：横手地域、平鹿地域、雄物川地域、十文字地域、山内地域
- 集落排水施設を機能強化する工事：大森地域

※工事の際はご迷惑をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いします。

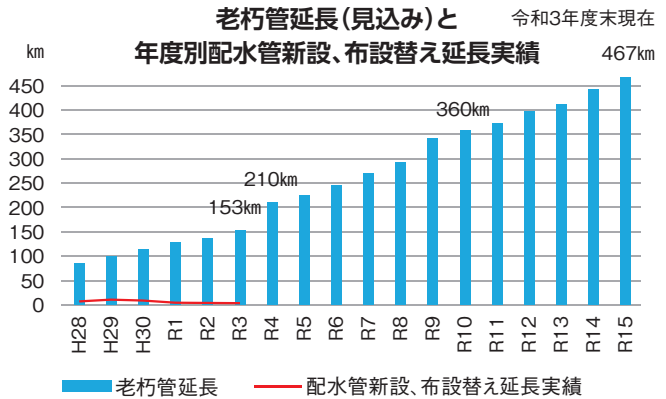
数字で見る横手市水道事業の経営状況

今後人口減少に伴い、必要とされる水の量とともに収益が減少していくことを予測していますが、これに合わせた経費（水をつくりお届けするための費用）の縮減は難しい状況です。むしろ老朽化した施設や水道管の更新のため、経費の増加が見込まれています。水道事業は、お客様にお納めいただいた水道料金で運営しておりますが、近年の電力料金や資材費の高騰により、経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

「古い水道管(老朽管)の更新(布設替え)の現況と今後」

- 水道管の法定耐用年数は40年とされ、この年数を超過して使われている管を老朽管と呼びます。横手市では令和3年度末現在、総延長1,018kmのうち153km（約15%）が老朽管となっております。
- 今後、老朽管の延長は年々増える見込みとなっており、布設替え工事を行わなければ今から5年後の令和10年度には360km（R4比較1.7倍）、10年後の令和15年度には467km（R4比較2.2倍）となると見込んでいます。
- 老朽管の布設替え工事は計画的に進めておりますが、投資できる資金は限られており、近年の配水管新設と布設替えの延長実績は年に10kmほどにとどまっています。

■お問い合わせ先 経営管理課 TEL 0182-35-2251



インボイス事業者の皆様へ

冬期推定期間における適格請求書の発行について

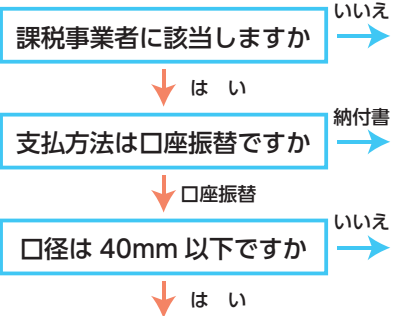
横手市の水道料金等の請求においては「水道料金等のお知らせ（検針票）」、「納入通知書（納付書）」または「冬期推定のお知らせ」が適格請求書となりますが、**検針を行わない冬期推定期間には、一部のお客様に適格請求書を郵便受等に置いておくことができない状況が生じます。**これを解消するために、「インボイス発行申込フォーム」から**お申し込みいただいたお客様にこの間の適格請求書を郵送にてお届けします。**

まずは、お手元に直近の「水道料金等のお知らせ（検針票）」をご用意いただき、右の〈インボイス申込判定フロー〉により判定をお願いします。

判定の結果、「インボイス発行申込フォーム」まで進んだお客様は、11月30日（木）までに、専用の申込フォームからお申し込みください。お申し込み後、冬期推定期間中のインボイスを郵送にてお届けします。

■お問い合わせ先 水道お客様センター TEL 0182-32-2758

〈インボイス申込判定フロー〉



「インボイス発行申込フォーム」からお申し込みください▶



「水洗化のお願い」 水洗化で快適な生活を!!

■下水道へ接続するには？

横手市排水設備指定工事店に工事を依頼してください。

市ホームページ
排水設備指定工事店
の一覧 (PDF) ▶



■水洗化等融資あっせん制度

水洗化工事資金を借り入れた際の利子分を市が負担する制度です。工事着手前にご相談ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ
融資あっせん制度
のページ▶



■下水管が通っていない区域では？

浄化槽を新たに設置する方は、市から補助金が受けられます。**令和5年4月から、補助金額と補助の対象が拡充されました。**

- ◆対象区域：下水道事業区域と集落排水事業区域を除いた区域
- ◆対象者：主に居住を目的とする住宅に浄化槽を新たに設置する方

◆補助限度額

人槽	従前	⇒	拡充後
5人槽	352,000円	⇒	390,000円
7人槽	441,000円	⇒	474,000円
10人槽	588,000円	⇒	660,000円

※個別処理区域は上記金額に10万円が上乗せされます。

また、単独浄化槽若しくは汲取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、**以下の費用についても補助金が受けられるようになりました。**

補助金を受けられる費用の内容	補助金額(限度額)
浄化槽設置に伴い必要となる単独浄化槽の撤去に要する費用	120,000円 ※1
浄化槽設置に伴い必要となる汲取り便槽の撤去に要する費用	90,000円 ※1
単独浄化槽又は汲取り便槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用	300,000円 ※1

※1 補助額は実際の経費と比較して少ない方の額となります。

市ホームページ
浄化槽の設置に対する
補助金のページ▶



■お問い合わせ先 下水道課 TEL 0182-35-2253

水道・下水道（集落排水含む）のメーター交換を実施します

- 計量法に基づく水道メーターの有効期間は8年です。有効期間満了前の交換が義務づけられています。
- 今年度交換の対象となるお客様に、検針票への記載でお知らせします。
- 交換作業は令和5年4月から行います。順次訪問し交換作業を行って参りますので、委託を受けた工事店がお客様宅へ伺った際には、ご協力をお願いいたします。

交換前	交換	交換後
《指定工事店》 ○委託を受けた指定工事店が交換します。（作業員は必ず横手市の腕章をつけています。） 《交換しやすいようご協力願います》 ○メーターボックスや止水栓の上に物が載っていたり、土やコンクリートで埋まっている場合は、作業の支障とならないよう、ご配慮願います。	《費用》 ○費用はかかりません。 ○ただし、メーター交換以外の工事や修繕はお客様のご負担となります。 《断水》 ○交換作業中は断水となります。 《経年劣化等による破損》 ○経年劣化により、止水機器の操作不能でメーター交換ができない場合や、止水機器の操作時や操作後に破損する場合があります。この場合の修繕についても、お客様のご負担となります。	《濁り水等の可能性》 ○交換後、濁り水、空気等が出る場合があります。 給湯器、トイレ、洗濯機、精密機器等をご利用になる前に、 <u>これ以外の宅内のじゃ口からしばらく水を流し、異常がないことを確認してください。</u>

裏面もご覧ください

水道料金等のお知らせ

設置場所 **みほん**

お客様番号	今回検針日	水栓番号
区	メーター番号	使用期間
分		
水道		下水道

今回指針 m³
 前回指針 m³
 推定使用量累計(-) m³
 取替までの水量(+) m³

*このお知らせ票では、料金のお支払は出来ません。

口座振替のお客様へ 口座振替のお知らせ

振替日		
水道料金	円	円
下水道使用料	円	円
合計金額	円	円

(還付手続きのあった方へ)領収金額は還付処理前の金額です。

メーター交換のお知らせ
 検満メーター交換の対象となっております。
 交換に訪問した際は、ご協力をお願いします。
 交換時期：水道4～9月・下水道6～10月
 担当指定工事店：●●水道工業㈱

お問い合わせは横手市水道お客様センター TEL 32-2758

※宅地内の給水装置（給水管・機器類）は、お客様の財産です。このため、お客様の責任で維持・管理する事になりますので、ご理解をお願いします。
■お問い合わせ先 水道お客様センター TEL 0182-32-2758

水道料金等のお納めは「口座振替」が便利です

- 水道料金等のお納めは、納め忘れがない口座振替をご利用ください。
- 納付書でお納めの場合は、納付書裏面記載の金融機関、コンビニエンスストアのほかスマートフォン電子決済アプリを利用してお納めいただけます。

利用できるスマートフォン電子決済アプリ
LINE Pay、PayPay、au PAY、d払い

アプリご利用にあたっての注意点、上限額等は、市ホームページをご覧ください。


■お問い合わせ先 経営管理課 TEL 0182-35-2251

「すいすいeねっと」をご活用ください


「すいすいeねっと」は、毎月の上下水道料金や使用水量を、インターネットで確認できるサービスです。

- スマートフォンなどでいつでも確認いただけます。
- 前年までの情報を遡り確認いただけます。
- グラフと一覧表で見やすく表示されます。
- 前年との比較や漏水が疑われる場合の判断にお役立ていただけます。

市ホームページ
すいすいeねっと
ご登録方法等
ご説明ページ▶



水道お客様センター
すいすいeねっと
登録ページ▶



■お問い合わせ先 水道お客様センター TEL 0182-32-2758

クロスコネクションは禁止されています!


「水道管」と「井戸水などの水道以外の管」をつないではいけません

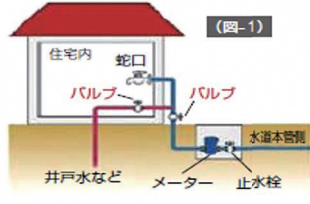
右の図-1、図-2のように水道と井戸水の管や蛇口をつなぐ行為は禁止されています。

◆なぜ禁止されているの？
 汚染されている井戸水が水道本管に逆流した場合、近隣の家庭の水道など広範囲に健康被害を及ぼすこととなります。水道水の汚染を防止する公衆衛生上の観点から禁止されています。

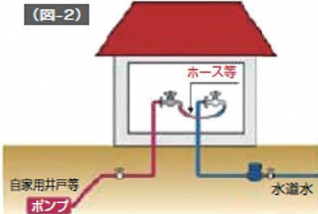
◆つないでしまったら？
 条例に基づき給水を停止します。また、ペナルティを科す場合があります。つないでいる場合は、市指定給水装置工事業者に連絡し、速やかに管を切り離してください。
 ※井戸に大量の水道水が流入すると、思いもよらない多額の水道料金が請求される場合があります。また、クロスコネクションが原因で多額となった水道料金を減額することはできません。

■お問い合わせ先 水道課 TEL 0182-35-2252

市ホームページ
クロスコネクション
についての詳しいご説明
▶
 



(図-1)
住宅内 蛇口
バルブ パルブ
井戸水など メーター 止水栓 水道本管



(図-2)
ホース等
自家用井戸等 ポンプ 水道水

■急に水が出なくなったときは…
 横手市水道課へ電話してください。
 平日 8:30～17:15 TEL 0182-35-2252
 夜間・土日祝日 TEL 0182-32-2111(代表)

■水道使用開始、中止の届け、料金のお問い合わせは…
 横手市水道お客様センター TEL 0182-32-2758
 平日 8:30～17:30※水曜日は19時まで(時間外は留守番電話で対応)
 土日 8:30～13:30※祝日、振替休日、12/29～1/3は休業